

市営バスの車内放送に係る要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市市営バス事業の安定的な運営と地域と共に公共交通を守り育てることを目的とし、富士宮市有料広告掲載取扱要綱に基づき、宮バスの車内放送をするのに必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この要領の名称は、市営バスの車内放送に係る要領とする。

(車内放送の基準)

第3条 放送内容の仕様等については、富士宮市有料広告掲載取扱要綱第3条を準用する。

2 車内放送はバス停間につき1回までとする。

3 複数の者が同じ区間での放送を希望した場合、申請書の受理日が早いものを優先する。

4 バス停オーナーのいるバス停（以下「オーナーバス停」とする。）では放送できないものとする。

(放送料)

第4条 放送料は、下表のとおりとする。

路線名	金額（年額）
宮バス中央循環（内回り）	24,000円 (公益事業所：8,000円)
宮バス中央循環（外回り）	24,000円 (公益事業所：8,000円)
宮バス北循環（内回り）	15,000円 (公益事業所：5,000円)
宮バス北循環（外回り）	15,000円 (公益事業所：5,000円)
シャトル便（上り）	15,000円 (公益事業所：5,000円)
シャトル便（下り）	15,000円 (公益事業所：5,000円)
宮バス東南循環（内回り）	15,000円 (公益事業所：5,000円)
宮バス東南循環（外回り）	15,000円 (公益事業所5,000円)
芝川バス（上り）	15,000円 (公益事業所：5,000円)
芝川バス（下り）	15,000円 (公益事業所：5,000円)

(放送主の資格)

第5条 放送主の資格等については富士宮市有料広告掲載取扱要綱に定める基準を準用する。

(契約の期間)

第6条 契約は原則として当該年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とし、双方疑義が生じない場合は、1年間延長し以後同様とする。

なお、契約内容に疑義が生じた場合は、期間満了の6月前までに申し出るものとする。

(その他)

第7条 この要領に記載のない事項は、双方協議の上決定するものとする。

附 則

この要領は、平成23年9月28日から施行する。